

佐賀県告示第106号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成14年佐賀県告示第166号)の一部を次のように改正し、令和元年11月8日から施行する。

令和元年11月8日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
佐賀県職員(作業療法士)採用選考試験	〃	〃	〃	佐賀県職員(作業療法士)採用選考試験	〃	〃	〃
<u>身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考試験</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>				
略				略			
佐賀県任期付職員(被災地支援)採用選考試験	〃	〃	〃	佐賀県任期付職員(被災地支援)採用選考試験	〃	〃	〃
				<u>佐賀県職員(学芸員)採用選考試験</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
				<u>佐賀県職員(文化財保護主事)</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>

改正前				改正後			
				採用選考試験			
佐賀県職員・任期付職員採用試験採用候補者名簿登載者に対する採用面接	〃	〃	〃	佐賀県職員・任期付職員採用試験採用候補者名簿登載者に対する採用面接	〃	〃	〃